

なかはら子ども未来フェスタ実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 中原区内の子どもに関わる団体や機関等が一堂に会し、情報の交換・交流の場等を設けることによって、地域社会全体で子ども・子育てを支援する「なかはら子ども未来フェスタ（以下「フェスタ」とする）」を実施するため、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」とする。）を設置する。

(担当事業)

第2条 前条の目的を達成するため、実行委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業実施に関する企画
- (2) 事業実施に関する運営
- (3) 事業実施に関する広報
- (4) その他事業に関する業務

(委員)

第3条 実行委員会は、フェスタへの参加団体及び関係機関の代表者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は各年度の末日までとする。ただし、委員から申出のない場合再任されるものとする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、実行委員会を代表し会務を処理し、実行委員会を招集しその議長となる。
- (2) 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、実行委員会の会計を処理する。
- (4) 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務局は、中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）内に置く。

2 事務局長には地域ケア推進課長を充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会の協議によって定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。